

東京工業大学 国際経験規範（学生向け）

1. 国際経験の目的

本学では、「科学と技術の力で世界に貢献する人材」の育成を大目的に掲げており、このような人材には、国際的な経験とコモンランゲージである英語の運用力が必須である。特に前者の国際的な経験としては、以下に示すような、大学の授業だけでは修得しにくい俯瞰的・多角的な見方や考え方を身につけるため、皆さんに留学や留学以外の活動を強く推奨するものである。

2. 国際経験により養われるべき素養

留学や留学以外の国際的な活動による異文化交流の体験を通し、以下の3つに関わる意識、態度、能力を養う。

1) 視野の拡大:

自身の固定観念に執着せず俯瞰的な視野に立って、グローバルな問題と自身の関わり等について、そのつながりや広がりを理解し、新しい価値観を得る。

2) グローバルコミュニケーション力の向上:

異なる母語や価値観を持つ相手に対し、自身の意見や知識を分かりやすく伝え相手の意見を聞き、意見交換をし、相互理解を深める。

3) 多様性の尊重と協働:

自身のアイデンティティについての自覚をもとに、自身と異なる慣習、常識等を尊重し、他者と協働できるようになる。

3. 留学の定義

留学とは、原則として、教育研究に関連する外国での31日以上活動※であり、留学願の提出・承認の手続きを経ることとする。基本的に留学は、上記の素養が養われるものと判断する。ただし、以下に述べるように留学の学修効果を検証した際に、素養の育成が不十分であるとされた場合、補完する活動に参加することを推奨する。

※ただし、例外的に以下の活動については、31日未満でも「留学」の対象とする

- 1) 外国の大学で履修した授業科目を本学の単位に認定する予定の活動
- 2) その他、各学院・系・コースにおいて「留学」への身分異動が必要となる活動

4. 留学以外の国際的な活動の具体例

留学以外で上記の素養が養われる活動・経験として、具体例を別紙に挙げる。これら以外でも、上記素養が養われたと確認された場合には、国際経験であると判断する。留学以外の国際的な活動の具体的な範囲は、各学院・系、およびコースで決定される。

5. 国際経験の対象学生

本学に所属する学士課程および修士課程の学生を対象とし、修士課程修了までに、すべての素養が育成されることが望ましい。なお、既に十分に国際経験があると判断された学生（例：外国人留学生、帰国子女、本学以外の学士課程在学中に留学した修士学生など）であっても、推奨することは妨げない。

注）・修士課程修了までに、すべての素養が培われることが望ましいため、国際経験の学修効果を検証し、素養の向上が不十分であった場合、補完する活動に参加することを推奨する。

- ・ グローバル理工人育成コース修了生は、ここで挙げた素養が養われているものと認定する。

6. 国際経験の記録

国際経験は、ポートフォリオ上で記録し、アカデミック・アドバイザーが確認する。（活動した内容、その活動を

外国語で実施したか等を確認する。)

(別紙) 留学以外の国際的な活動の具体例

留学以外の国際的な活動の具体例	
海外	全学, 各学院・系, コースでプログラム化されたもの
	国際学会で発表・質疑応答 (注1)
	研究室による国際共同研究派遣
	国際共著論文
	本学以外が実施する派遣プログラム、国際機関や企業等での海外インターンシップ等
国内	全学, 各学院・系, コースでプログラム化されたもの
	外国人特任教員との共同研究または研究指導
	留学生との協働が多く含まれる授業の履修
	国際学会で発表・質疑応答 (注1)
	留学生等が参加するシーズンプログラム
	国際機関や外資系企業等でのインターンシップ
	留学生との交流 (全学, 各学院・系, コースのほか学内組織が主催する国際交流イベント, 研究室等での共同研究の実施, 研究指導や, 学生寮, その他留学生向けメンタリング等)。
	外国人教員・研究者との学術的・実践的交流 (講義・講演への参加・質疑応答・ディスカッション等)
オンライン	全学, 各学院・系, コースでプログラム化されたもの
	国際学会で発表・質疑応答 (注1)
	国際共同研究打合せ
	国際機関や外資系企業等でのインターンシップ

注1: 研究発表だけでなく, 他の発表への質疑応答や参加者とのコミュニケーションがなされることが必要。